

マレーシア・サバ州におけるイスラームの制度化

——歴史過程とその特徴——

長 津 一 史

I はじめに

本稿の目的は、マレーシア・サバ州におけるイスラーム制度化の歴史過程を跡づけ、マレーシア半島部との比較を念頭に、その歴史過程にみられる特徴をまとめることにある⁽¹⁾。時間的には植民地期も視野に入れるが、主には英領北ボルネオがサバ州としてマレーシア連邦に加盟した1963年から、サバ州のイスラーム諸制度がほぼ完成された形になる1990年代末までを対象とする。

マレーシアにおけるイスラームと国家との関係は、国家のイスラームへの直接的な関与に特徴付けられる [Hefner 1997: 24; 多和田 2005b: 第4章]。マレーシアにおける国家のイスラームへの直接的な関与は、1957年のマラヤ連邦成立（独立）および1963年のマレーシア連邦成立の後、行政・立法・司法・教育の制度面において顕在化していった。マレーシアでは、イスラームは原則として州の管轄事項とされている。州政府は、イスラームの諸実践を管理・監督するための行政機関を整備した。イスラーム行政法（条例）を定め、それを司る三審制の裁判所を設置した。初等から中等までの州立のイスラーム学校を設立し、そのカリキュラムを設計した。本稿では、これらの過程をイスラームの制度化 (Institutionalization of Islam) と呼ぶ。マレーシアにおけるムスリム社会の動態は、こうした国家のイスラームへの関与と制度化というナショナルレベルの背景を考慮することなしに理解することはできない。イスラーム

の諸実践における国家の影響は、州から郡、村レベルにまで及んでいるからである [多和田 2005b]。

本稿では、マレーシア・サバ州におけるムスリム社会の動態を探るための基礎的作業として、同州のイスラーム制度化の歴史過程を、行政法と行政機関（教育機関を含む）の展開に焦点をおいて跡づけていく。対象とするサバ州は、マレーシア半島部（以下、マラヤ）の諸州とは歴史経験や民族構成等の面で大きく異なる。イギリス植民地統治下で北ボルネオ (North Borneo) と称されていたサバは、1963年、サバ州としてマレーシア連邦に加盟、脱植民地化を果たす。サバとマラヤが同じ政治枠組みの中で括られるようになるのは、この時からのことにすぎない⁽²⁾。

両者の違いのうち本論との関係で重要なのは、民族・宗教別の人口構成と、ムスリムの歴史的背景の違いである。マラヤでは、植民地期以前から、在地住民のほぼすべてがムスリムのムラユ人であり、かれらによるイスラーム実践の組織化が民間、政府の双方の面でみられた。イスラームの諸制度は、植民地期にすでに整備され始めており、独立後、その基本部分が精緻化されていった。しかしサバでは、マレーシア連邦加盟以前は、ムスリムが在地住民の多数を占めていたわけではなかった。イスラーム活動組織化の動きも、マラヤに比べると、ごく緩慢でしかなかった。それゆえ、サバ州におけるイスラームの制度化は、マレーシア連邦加盟後、急速に、マラヤの諸制度を導入するかたちで進

められていった。本稿では、こうしたサバ州におけるイスラーム諸制度のマラヤ化も跡づけられることになる。

以下、第Ⅱ章では現在のサバ州における宗教状況を概観し、第Ⅲ章で現在のイスラーム行政制度を記す。第Ⅳ章では、植民地期から1990年代末までのイスラーム行政制度の確立過程を、イスラーム行政法、イスラーム行政機関、イスラーム教育に着目して跡づける。最後に第Ⅴ章で、サバ州におけるイスラームの制度化を政治的文脈に定位し直し、そのうえでサバ州のイスラーム制度化にみられる特徴をまとめる。

Ⅱ サバ州の宗教状況

1 宗教人口

表1は、1991年のサバ州における宗教別人口と民族ごとの宗教人口の割合を示している。表によれば、ムスリムが総人口の61%、キリスト教徒が27%、仏教および華人伝統宗教等が8%である。ただし国籍保有者に限定すると、その割合はムスリムが54%、キリスト教徒が31%に、また原住民 (native/ anak negeri [マレー語]、またはブミプトラ bumiputra) 人口ではその割合はムスリムが58%、キリスト教徒が37%になる。

ムラユ (Melayu またはマレー Malay) 人はすべてムスリムであるとする憲法の条文は、当然、サバ州でも有効である。よってムラユ人は

すべてムスリムとなっている。サバ州のムラユ人には、イスラームへの改宗によりムラユを名乗るようになった人々や、近年ムラユを名乗るようになったムスリム原住民が多数含まれると考えられる。ただし、サバ州のすべてのムスリム原住民がムラユを称するわけではない。ムスリム原住民の多数派はバジャウ (Bajau または Sama) 人である。バジャウ人のほとんどはムスリムである。サバ州では一般に、バジャウはムスリムであるとする民族認識が確立されている [Nagatsu 2001]。

カダザン (Kadazan) 人とムルト (Murut) 人にはキリスト教徒が多いが、ムスリムもそれぞれの人口の1割強を占めている。華人 (Chinese/ Cina) の宗教は、仏教が58%、キリスト教徒が27%、華人伝統宗教等が9%になっている。華人伝統宗教とは、太伯公 (福德正神) などの守護神にたいする信仰や祖先祭祀を指す。マラヤでは、華人の9割以上が仏教徒ないし華人伝統宗教等の信仰者である。これに比べると、サバ州では華人におけるキリスト教徒の割合が目立って高い [Pugh-Kitingan 1989: 372]。

2 宗教の位置づけ

マラヤ同様にサバ州でも、原住民が政治的優位を確保している。ただしマラヤでは原住民のほとんどすべてがムラユ人、すなわちムスリム

表1 サバ州の宗教別人口の割合(1991年)

	人数	対総人口比	対原住民 (ブミプトラ) 人口比	民族別割合 (人口)							
				ムラユ	カダザン (ドゥスン)	サマ (バジャウ)	ムルト	原住民 (ブミプトラ) その他	華人	インドネシア人	非国籍保有者
				106,049	321,559	203,317	50,206	255,404	199,140	139,318	423,062
イスラーム	1,062,214	61.4%	58.3%	100.0%	17.8%	99.7%	11.3%	68.1%	1.6%	94.7%	84.8%
キリスト教	470,371	27.2%	36.7%	0.0%	73.9%	0.1%	82.8%	25.0%	26.5%	5.2%	14.4%
ヒンドゥ教	3,231	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%
仏教	126,206	7.3%	0.9%	0.0%	0.8%	0.0%	0.4%	2.2%	58.2%	0.0%	0.3%
華人伝統宗教等 (儒教、道教含む)	18,495	1.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.2%	8.5%	0.0%	0.1%
民俗宗教	567	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
その他	49,014	2.8%	4.0%	0.0%	7.2%	0.0%	5.2%	4.4%	4.9%	0.0%	0.4%

注: 端数処理のため比率の合計はかならずしも100%にならない。

出典: DOSM[1995: 126-138]より筆者作成。

であるが、サバ州ではそうではない。サバ州の原住民には多数の非ムスリム、特にキリスト教徒が含まれる。

サバ州の法制度、あるいは宗教と政治との関係は、原住民人口に多数の非ムスリムが含まれるという宗教人口の構成を一面では反映している。たとえば、政治にかかわる法制の面では、ムラカとペナンを除くマラヤ各州の州憲法は、州首席大臣をムスリムのムラユ人に限定している [鳥居 2003: 22]。しかしサバ州の州憲法にはそうした規定はなく、州首席大臣の職は非ムスリム、非原住民にも開かれ、実際にキリスト教徒原住民や華人が同職を歴任してきた。財政面ではサバ州政府は、1986年以来、キリスト教と他の非イスラーム宗教の諸団体にたいしても年次補助金を支出している。補助金は「非イスラーム諸団体の発展 (perkembangan badan-badan keagamaan bukan Islam)」を目的とするもので、おおよそ7割がキリスト教の諸会派に、3割がその他の宗教団体に割り当てられている。1990年代末でその額は2,000万リングであった。この補助金制度は、マレーシアの他州にはみられないサバ州独自のキリスト教政策であるといえる [Mat Zin 2003: 109-110]。

しかしながら、宗教法制や宗教と政治との関係の中心的な面についていえば、マラヤと同様にサバ州でもイスラームが特別に扱われ、イスラームの他の宗教にたいする優位が確立されている。サバ州では1973年に州憲法が改訂され、イスラームにかんする条項が追加された。追加された第5条Aは、イスラームが「州の宗教 (religion of the State)」であることを明記している。第5条B(2)は、州立法議会がイスラームにかんする法令を制定できることを定めている [State of Sabah 1996: 11]。詳しくは後にみるが、この州憲法改訂の前後からサバ州でもイスラームの制度化が進められ、いまではマラヤの各州と同様のイスラーム法制が整備されている。

Ⅲ 現在のイスラーム行政制度

1 サバ・イスラーム評議会とサバ州イスラーム局

マラヤの多くの州とは異なり、サバ州にはイスラームの長としてのスルタン (Sultan) は存在しない。州憲法第5条B(1)は、国王 (Yang di-Pertuan Agong) が州のイスラームの長であることを定めている [State of Sabah 1996: 11]。ただしイスラームにかんする要職の任命など、イスラームの長としての実質的な役割を果たしているのは州元首 (Yang di-Pertua Negeri) である⁽³⁾。イスラーム行政の根幹をなす法令は、「1992年イスラーム法行政条例」である。他に、イスラーム教育やシャリーア裁判所などにかんする独立した条例が定められている。イスラーム行政の中心的な政府機関は、サバ・イスラーム評議会 (Majlis Ugama Islam Sabah: MUIS) とサバ州イスラーム局 (Jabatan Hal Ehwal Agama Islam Negeri Sabah: JHEAINS) で、ともに州首席大臣府内に設置されている [MUIS 1998]。

MUISは、州のイスラーム行政を監督し、州政府にイスラームにかかわる政策提言をおこなうイスラーム諮問機関である [MUIS 1998]。これにたいして、JHEAINSはイスラーム行政の実施機関になっている。表2のような8つの部門からなり、ムスリムの家族生活、イマムなどのイスラーム指導者、モスクなどのイスラーム関連施設、イスラーム学校の教育、ダクワ活動、シャリーアにたいする違反の捜査・取り締まり、シャリーアにたいする違反の検察、イスラーム関連の広報など、シャリーア裁判所とファトワ発行を除くイスラーム行政全般を管轄している [MUIS 1998]。

JHEAINSによるイスラーム行政の管理は、各郡に設置された支部を通じて郡から村レベルにまで及んでいる。郡レベルはいうまでもなく村レベルであっても、イスラーム指導者やイスラーム関連施設、イスラームの諸活動は、

表2 JHEAINS の部門と役割

<p>■行政サービスおよび財務部 (bahagian khidmat pengurusan dan kewangan)</p> <ul style="list-style-type: none">・組織全体の管理・ザカート (財産に課される義務的宗教税) およびフィトラ (個人に課せられる義務的宗教税) を含む財政の管理・イスラーム関連職員にたいする研修の実施・イスラーム局職員, イمام, イスラーム教員などの人事の統括
<p>■地方宗教職務管理部 (bahagian pentadbiran pejabat-pejabat agama wilayah/ daerah)</p> <ul style="list-style-type: none">・各郡の JHEAINS 支部の統括・モスクおよびスラウ (小規模な礼拝堂) の設立, 登録, 維持・モスクを中心とするイスラーム活動の組織, 支援・イマムの研修プログラムの計画と実施・ムスリム用墓地の管理
<p>■教育部 (bahagian pendidikan)</p> <ul style="list-style-type: none">・宗教学校の管理, 運営・イスラーム教育カリキュラムの作成および調整・イスラーム教育証書の授与
<p>■ダクワ (イスラーム促進) 部 (bahagian dakwah)</p> <ul style="list-style-type: none">・ダクワ・プログラムの計画と実施・イスラーム改宗者にたいする教育・ダクワ関連の講習会の開催
<p>■シャリーア管理部 (bahagian pentadbiran syariah)</p> <ul style="list-style-type: none">・ムスリムの結婚, 離婚の手続きと登録・ムスリムの家族問題 (扶養, 相続等) の調停
<p>■シャリーア行政法執行部 (bahagian penguatkuasaan undang-undang syariah)</p> <ul style="list-style-type: none">・イスラーム行政法にかんする違反の報告の受理・違反者にたいする捜査令状, 逮捕状の作成・違反の捜査, 違反者の逮捕・違反事件の検察部への送致
<p>■検察部 (bahagian pendakwaan)</p> <ul style="list-style-type: none">・シャリーア行政法執行部への捜査許可の付与・イスラーム行政法の違反の審議, 違反者の取調べ・違反者のシャリーア裁判所への起訴, 公判請求・シャリーア裁判所での違反事件の立証・シャリーアにかんする講習会の開催
<p>■調査広報部 (bahagian penyelidikan dan sebaran am)</p> <ul style="list-style-type: none">・イスラームにかんする調査研究・イスラーム関連の出版, 広報・イスラームにかかわる講話, フトバ (金曜礼拝の説教) の作成・ハラル (イスラームで認められた) 食品の認定

出典: MUIS [1998]

JHEAINS 支部によって統括されている。JHEAINS に任命されたイمام以外のイスラーム指導者がムスリムの婚姻・離婚を執行するこ

とや, JHEAINS が発行する任命書 (tauliah) を持たないムスリムが公の場でイスラームを教えること, JHEAINS の許可を得ずに村人がモ

スクやスラウを建てることなどは、州のイスラーム関連条例により違法とされ、違反者には自由刑ないし罰金刑、あるいはその両方が課せられる⁽⁴⁾。このように村レベルにおいても、政府が認めた「正統な」イスラームからの逸脱を規制する仕組みが制度化されているのである [cf. 多和田 2005a]。

なお、イスラーム指導者らの任命権や、イスラーム関連施設の建設の許認可権は法的には MUIS が有するとされている [Negeri Sabah 1992a] が、実際には JHEAINS ないしその支部がイスラーム指導者を任命し、またイスラーム関連施設の建設を認可している。

JHEAINS が管轄する州立イスラーム学校は 132 校ある (2005 年)。うち 6 校は、5～6 学年制の中等学校 (一部は初等学校と同じ敷地内)、他の 126 校は 6 学年制の初等学校である。国民学校や国民中等宗教学校 (Sekolah Menengah Kebangsaan Agama: SMKA) でもイスラーム教育がおこなわれているが、先述のようにこれらの学校は連邦の教育省の管轄下におかれている。サバ州の SMKA の数は 6 校である⁽⁵⁾。また連邦首相府の JAKIM が管轄する「クルアーンとイスラームの義務教室 (Kelas Al-Quran dan Fardu Ain: KAFA)」も、サバ州の村々に設立されている⁽⁶⁾。郡レベルでは JHEAINS 支部が KAFA の管理と運営を委託されている。

2 シャリーア裁判所とムフティ

他の公的イスラーム機関としては、シャリーア裁判所およびイスラーム裁判官を管轄するシャリーア司法局 (Jabatan Kehakiman) と、ファトワの発行を管轄するムフティ局 (Pejabat Mufti) がある。これらの機関も州首席大臣府におかれている [MUIS 1998]。

サバ州のシャリーア裁判所制度は、マラヤと同じく三審制である。サバ州には、シャリーア下級裁判所が 6 つ、シャリーア上級裁判所が 3 つ、シャリーア控訴裁判所が一つ設置されている (2005 年)。マレーシアの他州同様、サバ州

でもイスラームの教義から逸脱したムスリムの行為は、それが個人的な宗教実践の領域あるいは非宗教的な領域の行為であっても、州条例により犯罪と規定されている。たとえばラマダーン月の断食や (成人男性の) 金曜礼拝の不履行、飲酒、未婚男女の不適切な関係などは、「1995 年シャリーア刑事違反条例」のなかで違法行為とされており、法的な処罰の対象になっている [MUIS 1998; JHEAINS, Semporna 1999]⁽⁷⁾。

ムフティ局の長は州ムフティ (Mufti Kerajaan) である。州ムフティは、原則としてスンナ派のシャーフイー法学派の見解にしたがってファトワを発行する。ファトワは州政府の官報で公示され、州のムスリムにたいして公的拘束力を有する。州ムフティは、義務礼拝の時間、断食月 (ラマダーン) の開始日、終了日、ザカートの額なども決定する [MUIS 1998]。

3 イスラーム財政

以上の 4 つのイスラーム機関にたいする州政府の財政支出額は、1998 年の場合、28,385,462 リンギであった。MUIS にたいする予算は、JHEAINS からの補助金 (200 万リンギ) として支出されている。ただし、モスクやイスラーム学校などのイスラーム関連施設の建設にかかる経費は、州首席大臣府の開発予算のなかから別途、支出されている⁽⁸⁾。モスクとイスラーム学校の建設にたいする財政支出額は 19,787,360 リンギであった。これと上記の 4 機関にたいする支出をあわせた額、つまり 48,172,822 リンギが、1998 年の主なイスラーム関連の財政支出額であったことになる。この額は、同年の州の財政支出総額の約 3% に相当する [Negeri Sabah 2000]。

IV サバにおけるイスラームの制度化——法、行政、教育

1 政治史概観

ボルネオ島北部は、19 世紀末にイギリス北

ルネオ勅許会社 (British North Borneo Chartered Company) の統治下におかれた。その支配領域は北ボルネオと称された。第二次大戦中の日本軍占領期を経て、1946年から北ボルネオはイギリス領直轄植民地とされた。1963年、北ボルネオはサバ州としてマレーシア連邦に加盟し、脱植民地化を果たした。

マレーシア連邦に加盟した後、1976年までは、統一サバ国民組織 (United Sabah National Organisation: USNO) がサバ州の政権を掌握した。USNO はムスリムを主体とする政党であった。1976年には、多民族、多宗教政党をうたうサバ大衆団結党 (Parti Bersatu Rakyat Jelata Sabah, 通称ブルジャヤ Berjaya 党) が USNO にかわって州政権を掌握した。党首はパキスタン人を父、ブルネイ・ムラユ人を母とするムスリムであった。1985年には、サバ統一党 (Parti Bersatu Sabah: PBS) がブルジャヤ党にかわって州政権を掌握した。党首はカダザン人キリスト教徒であった。ただし、PBS もブルジャヤ党と同様に、多民族、多宗教政党であることをうたっていた [Ongkili 1989]。

1990年、石油ロイヤルティの州配分率の引きあげなどをめぐり、サバ州政府と連邦政府との関係が悪化した。PBS は、連邦の与党である国民戦線 (Barisan Nasional) から離脱した。こうした政治状況を背景に、1991年には国民戦線の中核政党である統一マレー人国民組織 (United Malay National Organisation: UMNO) がサバ州に進出した。1994年には、その UMNO 率いる国民戦線が州政権を奪取した [山本 1999]。以後、現在に至るまで UMNO を中心とする国民戦線がサバ州の政権を維持している。

2 北ボルネオ会社統治期のイスラーム法制

北ボルネオ会社政府は、1910年代までに原住民首長と原住民裁判所を制度化した。ムスリム地域の原住民裁判所は、ムスリムの原住民首長と植民地政府に任命されたイマムが司った。原

住民裁判所は、植民地期のサバにおける最初のイスラームにかかわる法制度であった。原住民首長が原住民裁判所において司法権を持つことは、「1913年村落行政条例」の第10項(i)～(v)によって公に定められた。イマムの司法権は(ii)(e)に記され、原住民裁判所のイスラーム法にかかわる裁判では、イマムが原住民首長とともに裁判官を務めうるとされた [GSNB n.d.: 72]。

イスラームにかかわる最初の法令は「1902年モハンメド教徒の慣習にかかわる布告 (The Mohammedan Customs Proclamation, 1902)」(同年第11号布告)で、1914年にはこの布告をもとに、「1914年モハンメド教徒の慣習条例 (Mohammedan Customs Ordinance, 1914)」(同年第9号条例)が制定された。この条例では、イマムがムスリム住民に義務的礼拝を遵守させるために諸規則を定めることができること、イマムがムスリム住民の結婚と離婚を登録、管理することなどが定められた [GSNB n.d.: 92-93; cf. Hooker 1984: 203-204]。

「1913年村落行政条例」の第10項(ii)(e)、「1914年モハンメド教徒の慣習条例」のいずれにおいてもイマムの定義は明記されなかったが、原住民法廷の裁判官を務めるイマムやムスリム住民の結婚や離婚を登録するイマムは、実際には会社政府の理事官や郡長によって任命されていた。任命されたイマムは、「政府イマム (government imam/ imam pemerintah [マレー語])」あるいは「郡イマム (district imam/ imam daerah [マレー語])」と呼ばれた⁽⁹⁾。1940年には理事官がこれらのイマムを任命することが法的に定められた [NBCA 809]。

1937年には「1937年原住民行政条例 (Native Administration Ordinance, 1937)」(同年第2号条例)が新たに制定され、これにともない「1913年村落行政条例」は廃止された。「1914年モハンメド教徒の慣習条例」は、新条例の第31～35項に組み入れられた [Sabihah 1985: 59-74]。以上のイスラーム行政にかかわる法令は、い

れも簡略なものではあったが、サバ全体に通じる最初の公的かつ明文化されたイスラームの権威基盤であった。

植民地期のサバには、マラヤのイスラーム評議会のようなイスラーム行政を管轄する公的機関は作られなかった。ただし、1935年から会社政府が組織した原住民首長諮問評議会 NCAC では、ムスリムの原住民首長のみをメンバーとするイスラームにかんする協議の場、「セッション B」(Session B) が設けられた。セッション B では、郡イマムにたいする給与支払いの制度化、州を代表するイマム職の設置、イスラーム法違反にたいする罰則および取り締まりの強化などが政府にたいする要請として決議され、会社政府に提出された。いま記したものを含め、主要要請のほとんどは会社政府により却下された。後述のイスラーム法典の共有を例外として、セッション B からイスラームにかんする実質的な制度が生まれることはなかった [NBCA 152; NBCA 809]。

それでもセッション B の設置は、サバにおけるイスラームの制度化にかんして、次のような意義があったといえる。それは、ムスリムの原住民首長たちがセッション B の協議を通じて、自らをサバ(北ボルネオ)という行政的枠組みにおけるイスラームの指導者と位置づけ、かつその枠組みのなかでムスリムとしての連帯を意識するようになったことや、世俗の公権力によるイスラームの制度化を意識するようになったことである [Ranjit Singh 2000: 292-294]。その効果は、第二次大戦後にあらわれることになる。

会社政府は、「1914年モハンメド教徒の慣習条例」や「1937年原住民行政条例」の第31～35項で、イスラーム行政にかんする法令を定めていた。しかし、それらはいずれも結婚登録義務などを定めた簡潔なものにすぎなかった。より詳細な、かつサバに共通のイスラーム法令の必要性を認識していたムスリム原住民首長は、1936年の NCAC のセッション B において、「ム

スリムの慣習裁判所 (Mahkamah Adat Orang Islam)」と題された法令集を共通のムスリム用の法典 (code) とすることを決めた⁽¹⁰⁾。会社政府もこの決議を承認した。このことは、ムスリムの原住民首長たちがセッション B を通じて得たもっとも意味のある成果であった [Sabihah 1985: 42-43]。

植民地期のサバにおけるイスラームの制度化は、政府レベルでは以上の内容にとどまった。またサバでは、非政府の民間レベルのイスラームの組織化も、ほとんどおこなわれなかった。イギリス領マラヤでは、中東でイスラームを学んだムラユ人らが20世紀初頭以降、イスラーム団体やイスラーム学校を形成していた。植民地末期まで、サバにはそうした動きはほとんどなかった⁽¹¹⁾。イスラームの諸活動は、郡や村レベルで独立的におこなわれていただけであった。

3 第二次大戦後のイスラーム——地方イスラーム団体の形成

第二次大戦後の1953年には、「1953年ムスリム条例 (Muslims Ordinance, 1953)」(同年第7号条例) が制定された。この条例は「1937年原住民行政条例」の第31～35項を継承するものであった [Kellanger 1954: 1418-1419]。1961年の「ムスリム(改訂)条例 (Muslims (Amendment) Ordinance, 1961)」では、イスラーム法にかかわる係争の審理が原住民裁判所の法域から除外され、郡イマムの管轄とされた。なお、この頃までに郡イマムの任命は、植民地政府の承認を受ける必要はあったが、実質的に原住民首長に委ねられるようになっていた [Hooker 1984: 204-205]。

1950年代半ばになると、サバのムスリムは、ようやく自らイスラームの組織化に着手するようになった。1950年代、マラヤの独立前の政治動向が北ボルネオに伝わり、世俗教育を受けたムスリム原住民のあいだにムスリムとしての政治的意識の覚醒を引き起こした。かれらは、華人やキリスト教徒のカダザン人などに比べ、自

分たちムスリムは教育や経済など多くの面で立ち遅れているという認識を強めていった [Sabihah 1983: 329-355]。

こうした状況のもとで原住民首長や公務員などのムスリム・エリート、あるいは有力イマムらは、ムスリムの組織化と地位向上を目的として、北ボルネオ独自のイスラーム団体を設立していった。1955年にはタワウ・イスラーム協会 (Persatuan Islam Tawau: PIT) が、1959年にはプタタン・イスラーム協会 (Persatuan Islam Putatan: PIP) が、1960年にはサバ・イスラーム協会 (Persatuan Islam Sabah: PIS) が、それぞれ南東岸のタワウ、西岸のプタタン、西岸のコタキナバルに設立された。これら三つの団体は、モスクの建設、クルアーン読誦大会の開催などを地域ごとに推進した。またPITとPIPは、イスラーム学校も設立した (後述)。しかしながら、三つの団体が北ボルネオレベルで統合されるまでには至らなかった [Johari n.d.: 34-35; Muhiddin 1990: 23-27]。

サバのマレーシア連邦加入をめぐる政治交渉を主導したキリスト教徒の政治指導者、ドナルド・ステファン (Donald Stephens) は、サバの自治と特別な地位を保障する「20項目」を連邦政府にたいして要求し、多くを認めさせた。「20項目」には、サバは公式の宗教を持たない、つまり州レベルではイスラームを公式の宗教としないことが含まれていた。この出来事は、サバのムスリムに自らの団結力の弱さを認識させた。以後、上記の三つの団体は統合を試みるようになる [Muhiddin 1990: 34-35]。

4 USIA と MUIS——イスラーム行政組織の確立

いまみた三つの地方イスラーム団体は、サバのマレーシア連邦加盟前後から統合のための協議をおこなうようになったが、主導権をめぐる争いなどのために協議は難航した。1960年代末、当時の州首席大臣ムスタファが各団体のあいだの対立を調停し、それぞれがいったん解散し

て、統一的なイスラーム団体を新たに結成するよう説得した。三つの団体は解散に同意し、1969年によく統一サバ・イスラーム協会 (USIA) を形成するに至った [Muhiddin 1990: 36-37]⁽¹²⁾。

USIA は州都コタキナバルに本部をおき、各地に支部を設置した。総裁には、当時の州与党、統一サバ国民組織 (USNO) の党首、ムスタファ・ハルン (Mustapha bin Harun) が選ばれた。連邦政府から派遣されていたムスタファの政治顧問のサイド・クチック (Syed Kechik bin Syed Mohamed) は、USIA の事務局長を務め、USIA の組織編成を指揮した。その他、中央指導部の要職、支部代表の多くも、USNO に所属する州議会議員や公務員によって占められた [USIA 1970, 1971]。USIA は民間団体ではあったが、このように州政府と密接に連携しており、そのことにより財源を確保していた。指導部には、連邦公務員などを務めていたマラヤ出身のムラユ人が多数含まれていた [Muhiddin 1990: 37-45, 57]。

USIA は、非ムスリムへの布教 (ダクワ) の分野において大きな役割を果たした。また、地方イスラーム団体が運営していたイスラーム学校や各地のモスクを管理下におき、教育を含むイスラームの諸活動の組織化にも着手した [Muhiddin 1990: 48-56, 61-70]。

既述のようにムスタファ政権は、1971年に体系的なイスラーム行政条例を制定・施行し、同時にサバ・イスラーム評議会 (MUIS) を設立した。1973年には州憲法を改訂し、イスラームを州の公式宗教に定めた。イスラーム行政条例の制定、MUIS の設立、およびイスラームの公式宗教化は、USIA の指導部を構成していた USNO 党員が、USIA の決議に基づいて州議会に提案し、採択させた法案であった [Muhiddin 1990: 58]。

1971年に制定された条例、「1971年イスラーム法行政条例」は、サバ州ではじめての体系的なイスラーム行政法であった。従来の「1953年

ムスリム条例」は、ムスリム住民の婚姻管理等を定めた全7条の簡素なものであったが、1971年の条例は全10部、55条（附則2条）からなる、イスラームの多くの側面にかかわる法令であった。条例は、語句の定義にかかわる「前文」（1～2条）、「評議会の設立」（3～12条）、「評議会の事務局長、役員、官吏」（13～14条）、「財政」（15～27条）、「モスク」（28～33条）、「婚姻および離婚」（34～37条）、「扶養」（38～40条）、「改宗」（41～44条）、「（イスラーム教義違反にたいする）罰則」（45～51条）、「その他」（52～55条）という構成であった〔State of Sabah 1975〕。この構成は、「宗教裁判所」の項目がないこと以外は、マラヤのスランゴ州における「1952年イスラーム法行政条例」の構成とほぼ同じである。1971年イスラーム法行政条例が、マラヤ諸州のイスラーム行政法をモデルとして作成されたことがわかる。

1975年までの修正条項を含めて、この条例の重要な点を4つあげておこう。一つは、この条例により MUIS の設立が定められたことである（第3～12条）。二つは、はじめて州ムフティ職が制度化されたことである。州ムフティは MUIS の役員であり、州首席大臣の助言にしたがって州元首が任命するものとされた（第9条）。三つは、モスクとイスラーム指導者が MUIS の管理下におかれたことである。すべてのモスクは MUIS に帰属し（第28条）、郡に複数おかれた教区（kariah）を代表する教区イマム（Imam Kariah）は、MUIS によって任命されるものとされた（第32条）⁽¹³⁾。四つは、イスラームにかかわる詳細な罰則規定が示されたことである。たとえば、ムスリムにたいする非イスラーム宗教の布教、MUIS の許可を得ない公の場でのイスラーム教育（第45条）、宗教税（ザカートおよびフィトラ）の不払い（第48条）などが違反行為として列挙され、それにたいする罰金の額ないし自由刑の期間が明記された。1961年以来、郡イマムが司るようになっていたイスラームにかんする係争は、この条例に

より再び原住民裁判所の管轄に戻された。ただし、その裁判では2名のムスリムが補佐を務めるべきことが定められた（第50条）〔State of Sabah 1975〕。

いま述べたように、MUIS はこの条例に基づいて制度化され、州首席大臣府内に設置された。それは、マラヤ各州のイスラーム評議会に準ずる、サバ州で最初の公的なイスラーム行政機関であった。州元首が選任する12人のメンバーが MUIS の最高評議会を構成し、教育、ザカート、マッカ巡礼、モスク、シャリーア、ファトワの管理など、イスラーム行政全般にかかわる分野を統括した⁽¹⁴⁾。ただし、ダクワと福祉活動は USIA の管轄とされた〔Muhiddin 1990: 82-83〕。

サバ大衆団結党／ブルジャヤ党政権期の1977年には、新たに「1977年イスラーム法行政条例（Enakmen Pentadbiran Hukum Syarak, 1977）」（同年第15号条例）が制定された⁽¹⁵⁾。

条例には「第9部 宗教裁判所の構成と司法権域」（第45～92条）が新たにくわえられ、これにより原住民裁判所から独立したシャリーア裁判所がサバ州ではじめて制度化された⁽¹⁶⁾。条例の他の部分には、1971年条例の各章をより細かく修正しなおしたものが組み入れられた〔Negeri Sabah 1977〕。

1979年からブルジャヤ党政権は、この条例に基づいて MUIS の改編を進めた。MUIS には、最高評議会のもとに財政部門、管理部門、開発部門、教育部門、ダクワ部門、シャリーア部門、福祉部門、広報部門という機能別の8つの部局が設置された〔MUIS n.d.(a), n.d.(b)〕。

ブルジャヤ党政権期以降の MUIS は、ムスリムにたいする働きかけ、あるいはムスリムをよりイスラーム的にすることを重視するようになった。それゆえ、より多くのムスリムと生活レベルでかかわり、かれらのイスラーム実践やイスラーム観、イスラームをめぐる社会関係に深い影響を与えたと考えられる。また、センボルナの JHEAINS 支部での聞き取り（1999年）

によれば、MUIS が実際に村や教区レベルのイマムを任命するようになったのも、ブルジャヤ期以降のことである。ムスタファ政権期までは、郡を代表する郡イマムのみが MUIS によって任命されていたようである。

PBS 政権期の1990年代前半から国民戦線政権期の1990年代後半にかけては、イスラーム行政法の細分化、精緻化がおこなわれた。1991年には①「1991年イスラーム学校管理条例」[Negeri Sabah 1991] が、1992年には②「1992年イスラーム法行政条例」[Negeri Sabah 1992a] が制定された。以後、③「1992年シャリヤ裁判所条例」[Negeri Sabah 1992b]、④「1992年イスラーム家族法条例」[Negeri Sabah 1992c]、⑤「1992年シャリヤ裁判所証言条例」[Negeri Sabah 1992 d]、⑥「1993年ザカートとフィトラ条例」[Negeri Sabah 1993a]、⑦「1993年シャリヤ民事訴訟条例」[Negeri Sabah 1993b]、⑧「1993年シャリヤ刑事訴訟条例」[Negeri Sabah 1993c]、⑨「1995年シャリヤ刑事罰則条例」[Negeri Sabah 1995]、⑩「1998年バイトゥルマル（公庫）法人条例」[Negeri Sabah 1998] が、「1977年イスラーム法行政条例」の関係する条文におきかえられながら導入された。

すでに記したように、イスラーム行政にかかわる中心的な法令は②である。この条例では、イスラーム行政の語句の定義、MUIS の財政、モスクの管理、改宗などにかんする規定が詳細に記された。シャリヤ裁判所とその訴訟手続き、罰則などは、根幹をなす③のほか、⑤、⑦、⑧、⑨において細かく規定された。

PBS 時代には、MUIS の組織改編はおこなわれなかった。既述のように、国民戦線が州政権を掌握した後の1995～96年に、サバ州イスラーム局、シャリヤ司法局、ムフティ局が設立され、現行のイスラーム行政制度が確立された。現行のシャリヤ裁判所制度も、1995年以降に整えられた [MUIS 1998]。

5 イスラーム教育の展開

次にイスラーム教育の制度面での展開に目を転じよう。植民地統治期の末までサバには、マラヤのポンドクやマドラサのようなイスラーム学校は形成されなかった。ここには、児童がイマムやハジの家でクルアーン読誦などを学ぶバジアン (pengajian) 式の教育か、地方の有力者が個人的にアラブ人やマレー半島のムラユ人、オランダ領東インド出身者を教師として招き、子弟にイスラームを学ばせるやり方しかなかった [Jamdin 1995; Ismail et al. 1996]。

校舎と学級、カリキュラムを備えた近代的なイスラーム学校がサバに設立されるのは、1950年代半ば以降のことである。先に記した地方イスラーム団体のタウウ・イスラーム協会 (PIT) やプタタン・イスラーム協会 (PIP)、原住民首長、イスラーム知識人などが、植民地政府の認可を得て独自に「宗教学校 (sekolah agama)」ないしマドラサの名を冠したイスラーム学校を設立した。これらの学校では、午前、午後、夜間を単位として授業時間が区分された。夜間はしばしば成人学級にあてられた。それぞれの時間のクラスは一つのみで、学年の区分はなかったようである [NBNST October 27, 1955, August 12, 1960]。ただしこうしたイスラーム学校は、1960年代初頭でも10校にみたなかった [Muhiddin 1990: 71]。

1969年以降は、統一サバ・イスラーム協会 (USIA) がこれらの学校を管理下においた。USIA はまた、多くのイスラーム学校を新設した。この時代以降、イスラーム学校は通常、「宗教学校」と称されるようになった。USIA のもとで宗教学校は急増し、1972年までにその数は69校になった [Muhiddin 1990: 71-72]。サバ州にはイスラーム教師が不足していたため、USIA はマレー半島からムラユ人教師を呼び寄せた。教科書と教育カリキュラムには、ジョホール州のイスラーム評議会のものを導入した [Muhiddin 1990: 49]。とはいえ1970年代初頭の時点では、初等科5学年までを備えた学校が

ある一方で、教員が1人しかない学校もあるなど、宗教学校の質は様々であった [USIA 1971]。

サバ州のイスラーム教育制度が本格的に整備されるのは、1971年以降、つまり MUIS がイスラーム教育を管轄するようになってからのことである。MUIS のもと、ほとんどすべての州立イスラーム学校に学年制が導入され、1980年代には初等学校の多くは6学年に、中等学校は3～6学年になった。MUIS 管理下の州立イスラーム学校は、ブルジャヤ党政権期の1980年代初頭には89校を数えた [MUIS n.d.(a)]。

ブルジャヤ党政権期の MUIS は、マラヤ各州の教育カリキュラムと教科書を選択的に取り入れ、教育の質的向上をはかった。教員には USIA の時代と同様に、マラヤのムラユ人が多数採用された。サバ州におけるイスラーム教育はブルジャヤ期以降に、質量とも著しい発展をみた [MUIS n.d.(a); Safi 1993]。MUIS によるイスラーム教育のあり方は、PBS 政権期には特に変化しなかった。1996年以降は、JHEAINS の教育部門が州立イスラーム学校を管理するようになっている。既述のように現在その数は、132校にまで増加している。

マレーシア連邦加盟後のサバ州では、一般の国民学校でもイスラーム課目が教えられるようになった。1976年以降は、連邦の1961年教育法がサバ州にも適用され、マラヤと同じ内容のイスラーム教育が国民学校でおこなわれるようになった⁽¹⁷⁾。州立イスラーム学校と同様、国民学校のイスラーム教員の多くもマラヤ出身のムラユ人である [Zainal Abidin 1993]。その他、先述のように国民中等宗教学校 (SMKA) や、「クルアーンとイスラームの義務教室 (KAFA)」がサバ州にも設立されている。

V サバにおけるイスラーム法制の展開——結びにかえて

1 イスラーム制度化の政治過程

以上、サバにおけるイスラーム制度化の過程

を跡づけた。ここではその過程をサバの政治的文脈に定位し直し、要点をまとめる。

サバでは第二次大戦前の北ボルネオ会社統治期に、植民地行政に携わるムスリム・エリートが生まれた。しかしながらここでは、戦後の植民地末期まで、政府、民間いずれのレベルでも、イスラームが制度化ないし組織化されることはなかった [Ranjit Singh 2000]。戦後の植民地期には、英語教育を受けたキリスト教徒原住民が、ムスリム・エリートにたいし政治面で拮抗するようになった。マレーシア連邦加盟に際しては、キリスト教徒のステファンが主導的な役割を果たした。そのためマレーシア連邦加盟時のサバ州では、マラヤとは異なり、ムスリムおよびイスラームに特別な法的地位が与えられることはなかった [Muhiddin 1990]。

しかしサバ州のマレーシア連邦加盟後、ムスリムを主体とする USNO とその党首であるムスタファが、連邦政府の支援を受けて台頭するようになり、徐々に政治の実権を掌握した。ムスタファ率いる USNO 政権は、1960年代後半からイスラームの拡大とムラユ語の普及を強硬に推し進め、ムスリム原住民を中心とする支配体制を築いた。同時にイスラームの制度化に着手し、イスラームの他の宗教にたいする法的優位を確立させた。ムスタファの失脚後、1976年に政権の座についたブルジャヤ党は、多民族・多宗教主義の立場に立っていたが、ムスタファ期に始められたイスラーム法制の整備は継続した。ブルジャヤ党は、政権の後半期にはイスラーム重視政策に傾斜していった。1985年にブルジャヤ党から政権を奪取した PBS は、イスラームと非イスラーム宗教を平等に扱い、従来にはないキリスト教支援政策を進めた。しかしイスラーム法制は従来のものを継承し、1990年代前半にはイスラーム行政法の再編もおこなった [Muhiddin 1990]。

1990年代に入ると UMNO がサバ州に進出し、1994年には UMNO 率いる国民戦線が州政権を獲得した。国民戦線体制下では、イスラ

ム行政機関をはじめとするイスラーム法制の大幅な改編がおこなわれた。

サバのイスラーム法制は、こうしたマレーシア連邦加盟後の政治過程において整備されてきた。それは、マラヤの場合とは異なり、植民地期の政策に起源するものではなかった。サバ州では、USNO が政治的支配を確立した後のわずか数年のあいだに、州で最初の統一的なイスラーム団体が形成され、同じく州ではじめての体系的なイスラーム行政法と公的イスラーム機関が制定、設立された。そして州憲法においてイスラームが州の宗教に定められた。ここではイスラームの制度化は、サバがマレーシアの政治枠組みにおかれ、ムスリム指導者がマラヤの連邦政府を後ろ盾として政治的優勢を確保した結果、急速に進められたのである。USNO 政権下の1960年代末から1970年代初頭までの数年間は、サバ州の宗教政策の大転換期であり、かつイスラーム制度化政策の出発点であった。

1976年にUSNO が政権を失ってから、サバ州では政権交代が繰り返された。しかしいずれの政権党も、程度の差はあったが、イスラームの制度化を進めた。サバ州でも1971年から新経済政策が施行されていたが、マラヤのようにそれが民間のダクワ団体やイスラーム主義政党の隆盛に結びつくことはなかった。サバ州の歴代の政権党は、いずれも世俗権力によるイスラームの制度化を基本方針としていたが、この方針が在野のイスラーム主義勢力によって脅かされることはなかった。

またポスト・ムスタファ期のサバ州の政党政治においては、少なくとも表向きは、多民族主義、多宗教主義が政治的正統性の根源とされた。強権的なイスラーム布教活動、ムスリム不法移民の受け入れによる支持基盤の拡大など、非ムスリムやサバ州の住民一般の利益を侵犯するようなイスラーム政策は政治問題化し、実際にブルジャヤ党党首で州主席大臣の座にあったハリスの失脚に結びついた。しかし、政府によるイスラームの管理・制度化という方向性それ

自体が政治的な問題とみなされることはなかった。

こうした背景のもとサバ州では、1970年代半ば以降も比較的順調に、国家（州政府）によるイスラーム法制の整備が進められ、国民戦線体制のもとでついにマラヤの諸州と同様のイスラーム法制を備えるに至ったのである。

2 イスラームの制度化にみる二つの特徴

これまでみてきたサバ州のイスラーム制度化の歴史過程には、次の二つの特徴をみいだすことができる。一つはマラヤ化であり、もう一つは公的性格の卓越である。

(1) マラヤ化

サバ州のイスラーム法制は、マラヤのそれをモデルとして整備されてきた。1971年と1977年に制定された「イスラーム法行政条例」、1990年代前半に制定された一連のイスラーム関連条例は、いずれもすでにマラヤで施行されていた法令をサバ州に導入したものであった。1971年のサバ州イスラーム評議会（MUIS）設立に始まり、1996年にMUIS、サバ州イスラーム局（JHEAINS）、イスラーム司法官局、ムフティ局という機能別のイスラーム政府機関を設置することによって完成したイスラーム行政機構も同様に、マラヤのイスラーム行政機構をその再編過程を含めてサバ州で模倣したものであった。イスラーム教育制度も、マラヤ各州のイスラーム教育制度を取り入れるかたちで確立された。サバ州におけるイスラームの制度化は、イスラーム行政システムのマラヤ化でもあったのである。

マラヤ化は、イスラーム法制の形式面のみならず、イスラーム行政の運用面においても生じた。運用面でのマラヤ化とは、具体的には、ムラユ語がイスラームを媒介する言語としてローカルレベルでも一般化したことや、マラヤのムラユ人が多数、イスラーム教師として導入されたことを指す。ムラユ語は、マレーシア連邦加盟以前からサバのムスリム・エリートたちのり

ンガフランカであった。しかし村レベルでは、もともとムラユ語を母語としていた地域を別にすれば、多くの場合それぞれの民族言語を用いてイスラームは実践されていたと思われる [e.g. 長津 2002]。一般の非ムラユ・ムスリムのあいだにイスラームを媒介する言語としてのムラユ語が広まるのは、USIA や MUIS のイスラーム行政組織が村レベルにまで及ぶようになってからのことであった。

(2) 公的性格の卓越

サバ州では、マレーシア連邦加盟後になってはじめて、イスラームの組織化と体系的なイスラーム教育が進められた。その担い手は、準公的なイスラーム団体、USIA であった。1970年代以降は、公的イスラーム機関、MUIS がイスラーム行政の管理を引き継いだ。サバ州ではこれらの公的・準公的機関がほぼ独占的に、イスラームの組織化の担い手になっていた。

マレーシア連邦加盟以前のサバでは、イスラームはほとんど組織化されなかった。植民地期のマラヤには、ポンドクやマドラサといった民間の教育機関や、そこで育成された独自のイスラーム知識人層、かれらが組織するイスラーム改革運動のような、非官製の多様なイスラームの知的伝統があった。しかし、マレーシア連邦加盟以前のサバにはそれらが欠けていた。

サバではようやく植民地末期に、ムスリムが自ら地方イスラーム団体を設立し、マレーシア連邦加盟後には USIA を結成した。しかし、いずれの団体の主導者も体制の主流にあった政治家や公務員であった。USIA の総裁は州首席大臣であり、また指導部は与党 USNO の党員によって占められていた。そしてかれらが主体となって MUIS を設立し、イスラーム行政・教育制度を確立していった。また、連邦与党から派遣されたクチックが USIA や MUIS の編成にかんするムスタファの主要な助言者であったことにみられるように、サバ州におけるイスラーム政策の立案にはマラヤの政治家が密接にかかわっていた。

こうした経緯をふまえれば、サバ州におけるイスラームの組織化がほぼ全面的に公的な枠組みのなかで展開したことは、またそれがマラヤ化をともなっていたことは、歴史的な必然だったともいえるだろう。1971年の MUIS 発会式の演説において、当時の州首席大臣でありかつ MUIS 設立の中心人物であったムスタファは、宗教教育について次のように述べている。

…イスラーム教育は、MUIS が他分野に先行して、あるいは他分野と平行しておこなうべき最優先の義務である。…〔将来〕われわれの子供たちは、確固とした、そして純粋な (tegeh dan tulin) イスラームの知識と指針を身につけた新世代にならなければならないからである。そのイスラームは、これまで人々が無自覚にしたがってきた宗教や祖先から伝わる宗教 (ugama ikut-ikutan atau ugama keturunan) であってはならない。こうした理由ゆえに、イスラーム学校と学級の数を増やし、同時に訓練された教師たちを準備することは、MUIS の義務なのである [Mustapha 1972: 11]。

ここでは村落レベルのプガジアンのような伝統的な教育方法が暗に批判され、他方で公的機関のみが「純粋な」イスラーム知識を伝えることが強調されている。この時期までにサバ州のムスリム政治指導者は、連邦政府と同様に、国家こそが「正しい」イスラームの担い手、つまりイスラームの権威であるという認識を確立するようになっていたのである。

<註>

- (1) 本稿は、2005年7月に京都大学大学院に提出した博士論文 [長津2005] の一部に大幅に加筆訂正したものである。関連する調査・補足調査は、平成7年度文部省アジア諸国等派遣留学生制度、および次の文部科学省・日本学術振興会

- の科研費プロジェクトにより可能になった(カッコ内は代表者と実施時の所属)。課題番号：11691077, 14251006 (加藤剛・京都大学), 18710210, 21510271 (長津一史), 19251010 (鏡味治也・金沢大学), 21401039 (松本誠一・東洋大学)。また、資料調査の一部は、東洋大学特別研究補助金(長津一史・2009年度)、京都大学東南アジア研究所・共同研究(長津一史・2009～2010年度)、東洋大学井上円了記念共同研究(松本誠一・2013年度)により実施された。関係機関・関係者に記して謝意を表す。
- (2) 本文に記したように植民地期のサバの領域名称は「北ボルネオ」であるが、以下では特に区別する必要がない限り、植民地期およびそれ以前の時代についても、現在のサバ州にあたる地理的範囲を「サバ」と呼ぶことにする。
- (3) 州憲法は州元首を特にイスラムに限定していないが、実際にはイスラムが務めることが慣例化している。
- (4) 前者は「1992年イスラム家族法条例」の39条および40条により、後二者は「1995年シャリーア刑事違反条例」の49条により違反とされている [Negeri Sabah 1992c]。
- (5) 数字は、JHEAINS 本部での聞き取りによる。
- (6) 数は未確認。センボルナの Kafa の教師によれば、サバ州における Kafa の数は100近いという (1999年)。
- (7) これらの犯罪は同条例の第4部第48～104条に規定されている [Negeri Sabah 1995]。
- (8) サバ州の財政支出は、通常予算 (perbelanjaan biasa) からの支出と開発予算 (perbelanjaan pembangunan) からの支出に分けられている。1998年の場合、前者は1,211,156,610リンギ、後者は441,032,995リンギである。本文中の4機関にたいする支出は前者に含まれる [Negeri Sabah 2000]。
- (9) “perintah” はマラヤのムラユ語では “pemerintah” になる。
- (10) 「イスラムの慣習裁判所」は、1936年に西海岸ボーフォート (Beaufort) 郡のイスラム原住民首長モハマド・サマン (Mohamad Saman) が編纂したもので、主に結婚・離婚、性関係、相続などのイスラム家族法にかかわる規定と罰則を記していた。この法令集は会社政府によって印刷され、サバ中のイスラムの原住民首長に配布された。法令集は正規の法令ではなかったが、原住民裁判所のイスラムにかかわる裁判において法典として用いられた [Sabihah 1985: 42-43, 139-148; Ranjit Singh 2000: 292-294]。
- (11) 1930年代から1940年代にかけて、イギリス領マラヤやブルネイに本拠地をおくムラユ人の政治的なイスラム団体の支部が北ボルネオにもいくつか作られた。ムラユ・ペンフレンド友好協会 (Persatuan Sahabat Pena Melayu) や、青年戦線 (Barisan Pemuda) などである。しかし、いずれの活動も一時的でしかなかった [Sabihah 1983: 326-348]。
- (12) ムラユ語では “Pertubuhan Islam Seluruh Sabah” である。公式の略称には英語名に基づく USIA が採用された。会員の一部はこのことに反対したが、団体の指導部は次のような主張により、USIA を正式の略称とすることを決定した。①この団体はマレーシアにとどまらず東南アジア全体に知られるべきである。②略称の USIA はムラユ語で「年齢」、「一生」を意味する。よってこの略称を用いることにより、会員はこの団体が長く進歩し続けるという印象を持ちうる [Muhiddin 1990: 38-39]。
- (13) ただし教区レベルのイマムが実際に MUIS によって任命されるようになるのは、後述するようになり、ブルジャヤ政権期以降のことである。
- (14) 最高評議会のメンバーは、1992年から現行の15人になっている。なお、1971年の「イスラム法行政条例」は英文のみで発行された。ムラユ語文はない。タイトルは、ムラユ語では “Enakmen Pentadbiran Hukum Syarak” と訳されている。
- (15) この条例の正文はムラユ語であった (英語名称は1971年の条例と同じ)。
- (16) シャリーア裁判所は、カティ裁判所 (Mahkamah

Kathi), 上級カティ裁判所 (Mahkamah Kathi Besar), シャリール控訴裁判所 (Mahkamah Rayuan Syariah) からなる三審制とされた。カティ裁判所は州に5つで、県 (bahagian) ごとに設置された。上級カティ裁判所とシャリール控訴裁判所はともに州に一つであった。

- (17) サバ州の国民学校は1976年までは州政府の管轄であったが、同年以降は連邦教育省の管轄になっている。

<参考文献>

書籍・論文

[日本語]

長津一史. 2002. 「周辺イスラームにおける知の枠組み——マレーシア・サバ州、海サマ人の事例(1950-70年代)」『上智アジア学』20: 173-196.

———. 2005. 『マレーシア・サバ州における海サマ人の国家経験とイスラーム化』博士論文, 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科.

多和田裕司. 2005a. 「マレーシア (I マレーシア全般)」『海外の宗教事情に関する調査報告書』文化庁 (編), 167-185ページ所収, 東京: 文化庁.

———. 2005b. 『マレー・イスラームの人類学』東京: ナカニシヤ出版.

鳥居高 2003. 「マハティール政権下の開発政策とイスラーム」『アジア研究』49 (1): 19-37.

山本博之 1993. 「サバのマレーシア加入とカダザン・ナショナリズム」『アジア経済』34 (11): 18-36.

———. 1996. 「『20項目』問題と連邦・州関係——1950年代カダザン民族主義の復活とその限界」『国民開発策 (NDP) 下のマレーシア』原不二夫・鳥居高 (編), 131-149ページ所収, 東京: アジア経済研究所.

———. 1999. 「マレーシア・サバ州の州首相輪番制の導入で問われるもの」『アジア研ワールド・トレンド』42: 82-88.

[欧米語・マレーシア語]

Hefner, Robert W. 1997. *Islam in an Era of Nation-*

States: Politics and Religious Renewal in Muslim Southeast Asia. In *Islam in an Era of Nation-States: Politics and Religious Renewal in Muslim Southeast Asia*, edited by Robert W. Hefner and Patricia Horvatic, pp. 3-40, Honolulu: University of Hawai'i Press.

Hooker, M. B. 1984. *Islamic Law in South-East Asia*. Singapore: Oxford University Press.

Ismail Abbas et al. 1996. *Biografi Bergambar Tun Datuk Seri Panglima Haji Sakaran Dandai*. Kota Kinabalu: Holijaya.

Mat Zin Mat Kib. 2003. *Kristian di Sabah: 1881-1994*. Bangi: Penerbit Universti Kebangsaan Malaysia.

Muhiddin Yusin. 1990. *Islam di Sabah*. Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka-Kementerian Pendidikan Malaysia.

Nagatsu Kazufumi. 2001. Pirates, Sea Nomads or Protectors of Islam? A Note on "Bajau" Identifications in the Malaysian Context. *Asian and African Area Studies* (『アジア・アフリカ地域研究』) 1: 212-230.

Ongkili, James P. 1989. Political Development in Sabah, 1963-1988. In *Sabah 25 Years Later 1963-1988*, edited by Jeffrey Kitingan and Maximus J. Ongkil, pp. 61-79, Kota Kinabalu: Institute for Development Studies.

Pugh-Kitingan, Jacqueline. 1989. Cultural Development in Sabah. In *Sabah 25 Years Later 1963-1988*, edited by Jeffrey Kitingan and Maximus J. Ongkil, pp. 359-404, Kota Kinabalu: Institute for Development Studies.

Ranjit Singh, D. S. 2000. *The Making of Sabah 1865-1941: The Dynamics of Indigenous Society*. Kuala Lumpur: University of Malaya Press.

Sabihah Osman. 1985. *Pentadbiran Pribumi Sabah 1881-1941*. Bangi: Universiti Kebangsaan Malaysia-Yayasan Sabah.

———. 1983. *Malay-Muslim Political Participation in Sarawak and Sabah 1841-1951*. Ph. D.

- Dissertation, University of Hull.
- Safi Sharifuddin Daud. 1993. Masa Depan dan Matlamat Sekolah-Sekolah Agama Islam Sabah. In *Pendidikan Islam Malaysia*, edited by Ismail Ab. Rahman, pp. 64-69, Bangi: Penerbit Universti Kebangsaan Malaysia.
- Zainal Abidin Abdul Kadir. 1993. Pendidikan Islam di Sabah dan Sarawak Masalah dan Perlaksanaannya. In *Pendidikan Islam Malaysia*, edited by Ismail Ab. Rahman, pp. 61-63, Bangi: Penerbit Universti Kebangsaan Malaysia.
- 定期刊行物**
- NBNST: The North Borneo News and Sabah Times.
- 公文書等資料**
〔刊行物〕
- DOSM: Department of Statistics, Malaysia. 1995. *Population and Housing Census of Malaysia, 1991: State Population Report, Sabah*. Kuala Lumpur: DOSM.
- JHEAINS: Jabatan Hal Ehwal Agama Islam Sabah, Semporna. 1999. *Taklimat Ringkas Jabatan Hal Ehwal Agama Islam Negeri Sabah Semporna*. Semporna: JHEAINS.
- Jamdin Buyong. 1995. *Islam di Sabah Peranan Putatan dalam Perkembangannya*. Kota Kinabalu: Badan Dakwah Daerah Penampang & Majlis Ugama Islam Sabah (MUIS).
- Johari Alias. 1983. *Sejarah Kedatangan Islam Penyebaran Islam di Sabah*. (Working Paper). Kota Kinabalu: Majlis Ugama Islam Sabah (MUIS).
- . n.d. Perkembangan Ugama Islam di Sabah. In *Mesjid Negeri Sabah*, edited by Majlis Ugama Islam Sabah (MUIS), pp. 32-36, Kota Kinabalu: Majlis Ugama Islam Sabah (MUIS).
- MUIS: Majlis Ugama Islam Sabah. n.d.(a). *Perkembangan Islam di Sabah melalui MUIS*. Kota Kinabalu: Majlis Ugama Islam Sabah (MUIS).
- . n.d.(b). *Majlis Ugama Islam Sabah: Fungsi dan Peranannya*. Kota Kinabalu: Majlis Ugama Islam Sabah (MUIS). [1983-85年の発行と思われる]
- . 1998. *Taklimat MUIS/ JHEAINS 1998*. Kota Kinabalu: Majlis Ugama Islam Sabah (MUIS).
- Mustapha Harun. 1972. *Fungsi dan Peranan Majlis Ugama Islam Sabah*. Kota Kinabalu: Jabatan Cetak Kerajaan, Sabah.
- Negeri Sabah. 2000. *Anggaran Hasil dan Perbelanjaan bagi Tahun 2000*. Kota Kinabalu: Jabatan Cetak Kerajaan.
- NBCA: North Borneo Central Archives Files. 152. “Mohammedan Laws and Customs.” [152はファイル番号, 以下同]
- . 809. “Appointment of Imams.”
- USIA: United Sabah Islamic Association. 1970. USIA/ Bahagian/ 1969/70.
- . 1971. Usul Bahagian dan Tindakan USIA Pusat: Sebagaimana yang Dikemukakan didalam Persidangan Perhimpunan Agong USIA Kali yang Pertama pada 1hb-2hb. Ogos 1970.
- 〔北ボルネオ・サバ州法令〕
- GSNB: Government of the State of North Borneo. n.d. *The Ordinances and Rules of the State of North Borneo 1881-1936*. (revised edition). Sandakan: Government Printing Office.
- Kellanger, George B. 1954. *The Laws of North Borneo in Force on the 30th June 1953*. (revised edition). London: Waterlow & Sons Limited.
- Negeri Sabah. 1977. *Enakmen Pentadbiran Hukum Syarak 1977. (Sabah No. 15 tahun 1977)*. Kota Kinabalu: Jabatan Cetak Kerajaan.
- . 1991. *Enakmen Pengawalan Sekolah-Sekolah Agama Islam 1991. (Sabah No. 7 tahun 1991)*.

- Kota Kinabalu: Jabatan Cetak Kerajaan.
- . 1992a. *Enakmen Pentadbiran Undang-Undang Islam 1992. (Sabah No. 13 tahun 1992)*. Kota Kinabalu: Jabatan Cetak Kerajaan.
- . 1992b. *Enakmen Mahkamah Syariah 1992. (Sabah No. 14 tahun 1992)*. Kota Kinabalu: Jabatan Cetak Kerajaan.
- . 1992c. *Enakmen Undang-Undang Keluarga Islam 1992. (Sabah No. 15 tahun 1992)*. Kota Kinabalu: Jabatan Cetak Kerajaan.
- . 1992d. *Enakmen Keterangan Mahkamah Syariah 1992. (Sabah No. 16 tahun 1992)*. Kota Kinabalu: Jabatan Cetak Kerajaan.
- . 1993a. *Enakmen Zakat dan Fitrah 1993. (Sabah No. 6 tahun 1993)*. Kota Kinabalu: Jabatan Cetak Kerajaan.
- . 1993b. *Enakmen Prosedur Mal Syariah 1993. (Sabah No. 9 tahun 1993)*. Kota Kinabalu: Jabatan Cetak Kerajaan.
- . 1993c. *Enakmen Prosedur Jenayah Syariah 1993. (Sabah No. 10 tahun 1993)*. Kota Kinabalu: Jabatan Cetak Kerajaan.
- . 1995. *Enakmen Kesalahan Jenayah Syariah 1995. (Sabah No. 3 tahun 1995)*. Kota Kinabalu: Jabatan Cetak Kerajaan.
- . 1998. *Enakmen Perbadanan Baitulmal 1998. (Sabah No. 11 tahun 1998)*. Kota Kinabalu: Jabatan Cetak Kerajaan.
- State of Sabah. 1975. *Administration of Muslim Law Enactment 1971. (Sabah No. 15 of 1971). (containing the amended law as in force on the 30th day of April, 1975)*. Kota Kinabalu: Jabatan Cetak Kerajaan.
- . 1996. *Constitution of the State of Sabah. (containing the amended law as in force on 12th December, 1995)*. Kota Kinabalu: Jabatan Cetak Kerajaan.

English Title and Abstract

Institutionalization of Islam in Sabah, Malaysia: Historical Process and its Peculiarities

Nagatsu Kazufumi

Keywords: Islam, Institutionalization, Sabah, Malaysia, Nation-State and Religion

Abstract

This paper explores the historical process and its peculiarities of institutionalization of Islam in Sabah, Malaysia, where Islam has been the central subject of political attention. Soon after independence, Malaysian federal and state governments enlarged or newly established a variety of official Islamic institutions and began to commit themselves directly to Islamic affairs. As the Islamic revivalism generally called *dakwah* prevailed in Malaysia in the 1970s, the governments' commitment to Islam became stronger and more comprehensive than previously. Islam has thus been 'officialized' throughout Malaysia. Meanwhile, present-day Sabah was under British colonial jurisdiction from the end of the nineteenth century through 1963. Sabah gained independence as a state within Malaysia in 1963. In Sabah, direct government involvement in Islamic affairs

commenced relatively late. It was not until 1971 that the first official Islamic institution, Sabah Islamic Council, or MUIS (*Majlis Ugama Islam Sabah*), was established. Since it emulated the system already well organized in Peninsular Malaysia, MUIS was able to institutionalize administration of Islam effectively and rapidly. When tracing the process, we may easily understand that the institutionalization of Islam in Sabah was, at the same time, “Malayanization” of Islamic administration in the Bornean state.